

令和6年

## 第3回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和6年5月17日

閉会：令和6年5月17日

福岡県東峰村議会

## 令和6年 第3回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和6年5月17日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和6年5月17日 9時30分  
議長 伊藤 均  
閉会日時及び宣告 令和6年5月17日 10時30分  
議長 伊藤 均

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

10名

### 欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	樋口 修一	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	田嶋 一洋	災害対策室長	前田 光輝
住民福祉課長	梶原 孝司	教育課長	國松 直美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
承認第 6号	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
承認第 7号	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）
同意第 1号	東峰村教育委員会委員の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）  
4番 高倉美紀恵議員 5番 梶原伯夫議員

## 第3回 東峰村議会臨時会会議録

令和6年5月17日開会  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和6年 第3回東峰村議会臨時会議事日程

令和6年5月17日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）

日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）

日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）

日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）

日程第 9 同意第 1号 東峰村教育委員会委員の任命について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。  ただ今の出席議員数は、10名です。  定足数に達していますので、令和6年第3回東峰村議会臨時会を開会します。  (9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から、配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、  4番 高倉美紀恵議員、5番 梶原伯夫議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。  本臨時会の会期は、本日5月17日の1日間としたいと思います。  お諮りいたします。  これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。  事務局長  (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より、議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。  村長</p>
村 長	<p>皆様、おはようございます。  本日、ここに、令和6年第3回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につき、ご理解、ご尽力をいただき深き感謝を申し上げます。  さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類となり1年が経ちました。先日開催された民陶むら祭は、コロナ前の3日間の日程で開催されました。好天にも恵まれ、たくさんの方が訪れ小石原焼の魅力を楽しんでいただきました。一部渋滞の影響もあったと思いますが、成功だったと思っております。  また、昨年からは規制がなくなったとはいえ災害もあり、さまざまなイベントが開催できませんでした。中段したイベントや行事を再開するには大変なエネルギーが必要ですが、何もなくなってしまうと楽かもしれません、楽しくないじゃないですか、と呼びかけをさせていただき、3月には文化協会発表会が5年ぶりに開催され、大変盛り上がり、たくさんの元気をいただきました。  また、4月の岩屋祭り、6月のほたる祭りと、形は多少変われどイベントが再開されています。皆様のご苦勞に感謝と敬意を表しますとともに、さらなる継続、発展をお願いしたい、そう強く思っているところであります。  議員の皆様におかれましても、地域の地域パワーのけん引役としてお力をいただきますようお願い申し上げます。</p>

	<p>それでは、本臨時会に執行部から提案しております、議案等について説明を申し上げます。</p> <p>本臨時会には、専決処分の承認について4件、同意について1件、計5件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>承認第4号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、国または他の地方公共団体との人事交流に伴う異動によって、高速自動車国道を利用して通勤することになった職員への通勤手当の支給について変更する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>承認第5号、東峰村税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>承認第6号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行に伴い、所要の措置を講ずるため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>承認第7号、令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の専決処分につきましては、食品アクセス緊急対策事業が採択され、早期に運営委員会及び地域協議会を開催するにあたり、予算の増額の必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>同意第1号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、片岡和子氏が令和6年5月30日に任期満了となりますが、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には慎重審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。本日はよろしくお願いたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」の補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	2ページをお願いいたします。 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。 令和6年5月17日提出、東峰村長名でございます。

	<p>3ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第2号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和6年3月22日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、国または他の地方公共団体との人事交流に伴う異動によって、高速自動車国道を利用して通勤することとなった職員への通勤手当の支給について、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年東峰村条例第8号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>その下に新旧対照表を付けております。</p> <p>こちらのほうが、上記の理由によりまして、高速自動車道の利用の通勤手当としまして、利用料の2分の1、2万円を上限に支給する旨の改正を、第11条の3項、1号、2号及び4項に追記しております。</p> <p>追記条例のほうを読ませていただきたいと思います。中段でございます。</p> <p>3、職員以外の地方公務員または国家公務員であったものから引き続きこの条例の適用を受ける職員となったもののうち、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で当該異動の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分、5ページをお願いします。に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高速自動車国道に係る通勤手当、支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額。</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当、前項の規定による額。</p> <p>4、前各項に規定するもののほか必要な事項は、規則で定める。</p> <p>なお、規則のほうではですね、該当者の通勤距離、並びに通勤時間等の条件面等について、整備しております。</p> <p>附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p>



	承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第6	
議長	日程第6 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	6ページをお願いいたします。 すみません。その前に、会議前にですね、住民福祉課追加資料1をお配りしておりますので、追加資料を併用し、ご説明をさせていただきます。 議案書の6ページをお願いいたします。 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和6年5月17日提出、村長名でございます。 7ページをお願いいたします。 東峰村専決第4号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和6年3月29日、村長名でございます。 理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。 8ページをお願いいたします。 令和6年東峰村条例第10号、東峰村税条例の一部を改正する条例。 新旧対照表でございます。 条文は、8ページから38ページまで、改正概要につきましては、追加資料1によりご説明をさせていただきます。 追加資料の3ページをお願いいたします。 左から一連番号、改正条例、対応する法令、改正概要、議案のページとなっております。 8ページをお願いいたします。 ① 第34条の7第1項第1号、リでございます。 公益信託の見直しに伴う法律改正にあわせて改正するものでございます。 議案10ページをお願いいたします。 ② 第51条、村民税の減免、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。 議案11ページをお願いいたします。 ③ 第56条、法律改正にあわせて改正するものでございます。

議案12ページをお願いいたします。

④ 第71条、固定資産税の減免、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

議案13ページをお願いいたします。

⑤ 第139条の3、特別土地保有税の減免、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

議案13ページから14ページをお願いいたします。

附則第4条の2、公益法人等に係る村民税の課税の特例、単に課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、規定を削除するものでございます。

議案14ページをお願いいたします。

⑦ 附則第7条の5、令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除でございます。令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

議案14ページから17ページでございます。

⑧ 附則第7条の6、令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例でございます。これも同じく、個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

議案17ページから23ページをお願いいたします。

⑨ 附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例でございます。これも個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

議案23ページをお願いいたします。

⑩ 附則第7条の8、令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除でございます。令和7年度分の個人の住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

23ページをお願いいたします。

これ以降は、条の見出しについては割愛をさせていただきます。

附則第8条、条例の条ずれによる改正、法律改正にあわせまして、読替え規定を追加するものでございます。

議案24ページをお願いいたします。

⑫ 附則第10条の2、法律の改正にあわせて、特例の割合の定める規定を新設するものでございます。

追加資料、4ページをお願いいたします。

議案25ページから27ページでございます。

⑬ 附則第10条の3、法律改正にあわせて新設するものでございます。認定長期優良住宅に係る特例について、申請書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用することができるという規定の新設です。

また、規則改正にあわせて、項ずれの反映を行うものでございます。それから、条例の項ずれの改正でございます。

議案27ページから28ページでございます。

⑭ 附則第11条、これも法律改正にあわせて年度を更新するものでございます。

⑮です。議案28ページです。

附則第11条の2、これも法律改正にあわせまして年度を更新するものでございます。

議案28ページから31ページ、⑯、附則第12条、これも法律改正にあわせて年度を更新するものでございます。

追加資料の5ページをお願いいたします。

議案31ページ、⑰、附則第13条、法律改正にあわせ改正し、年度を更新するも

のでございます。

続きまして⑱、議案31ページから32ページでございます。

附則第14条、法律改正にあわせて規定を整備するものでございます。

議案32ページ、⑲、附則第15条、法律改正にあわせて年度を更新するものでございます。

議案33ページをお願いします。

⑳ 附則第16条の3、これも法律改正にあわせて読替え規定の追加をするものでございます。

追加資料6ページをお願いいたします。㉑になります。

議案33ページから34ページでございます。

附則第16条の4第3項です。法律改正にあわせて読替え規定を追加するものでございます。

議案34ページ、㉒、附則第17条の3項、法律改正にあわせて読替え規定を追加するものでございます。

議案34ページ、㉓、附則第18条の第5項、法律改正にあわせて読替え規定を追加するものでございます。

議案35ページをお願いいたします。

㉔ 附則第19条第2項、法律改正にあわせて読替え規定を追加するものでございます。

議案35ページ、㉕です。附則第20条2項、法律改正にあわせて読替え規定を追加するものでございます。

追加資料の7ページをお願いいたします。

議案35ページから36ページでございます。

㉖ 附則第20条の2第2項、第5項、法律改正にあわせて読替え規定を追加するものでございます。

議案36ページをお願いいたします。

㉗ 附則第20条の3第2項、第5項でございます。これも法律改正にあわせて読替え規定を追加するものでございます。

議案37ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 東峰村税条例第56条の改正規定、令和7年4月1日。

(2) 東峰村税条例第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定、令和7年1月1日。

村民税に関する経過措置。

第2条、所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の東峰村税条例第34条の7第1項の規定の適用については、同項第1号リ中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

固定資産税に関する経過措置。

第3条、別段の定めがないものを除き、この条例による改正後の村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税

	<p>法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>3、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>すみません。総務常任委員会で聞けばよかったですけれども、個人住民税の定額減税について少しお伺いしたいと思います。</p> <p>1、2、3と給与所得、普通徴収、公的年金の特別徴収、3パターンあるんですけれども、今回押しなべて要は減税されるわけでもなく、各月の対象月であったり、対象のところで減税となります。</p> <p>仮に、この年度途中で亡くなられたりした場合というのに関しては、要は、例えば公的年金の部分であると10月に減税が行われて、それ以前に亡くなられた方というのは、この定額減税の恩恵を受けられないということになるのか。</p> <p>はたまた例えば、給与所得の1番のところであると、6月に減税をされて、それ以降に亡くなった場合に追加で徴収があったりとか、そういったことってというのはあり得るのでしょうか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>亡くなられた場合のケースでございますが、定額減税時点で生存されていれば当然定額減税されるんでしょうけれども、先ほど言われるように、年金等については10月になるという形になりますので、その時点について、その前にお亡くなりになった場合は、減税はされないものと思いますが、その詳細についてははですね、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご説明させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定しました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	39ページをお願いいたします。

	<p>承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」  地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。  令和6年5月17日提出、村長名でございます。  40ページをお願いいたします。  東峰村専決第3号、専決処分書。  地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。  令和6年3月29日、村長名でございます。  理由、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。  41ページをお願いいたします。  令和6年東峰村条例第9号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。新旧対照表でございます。  法改正によりまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の見直し及び税額の対象となる所得基準についての見直しが主な改正点でございます。  41ページをお願いいたします。  41ページ表中、課税額、第2条第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額が22万円から24万円に改正されております。そのため国民健康保険税の課税限度額が104万円から106万円に引き上げられるものでございます。  42ページをお願いいたします。  国民健康保険税の減額、第23条第1項の、減額して得た額が22万円から24万円に改正されております。この改正は、第2条第3項の改正によるものでございます。  同条第1項第2号、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額が29万円から29万5千円に引き上げられるものでございます。  44ページをお願いいたします。  第23条第1項第3号、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額が53万5千円から54万5千円に引き上げるものです。  これに伴いまして、中間所得層の被保険者の負担に配慮する改正となっているものと思えます。  45ページをお願いいたします。  附則、施行期日、1、この条例は、令和6年4月1日から施行する。  適用区分、2、この条例による改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>補足説明が終わりました。  これより、質疑、討論、採決を行います。  承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」の質疑を行います。  質疑はありませんか。  （質疑なし）</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p>

	<p>これから、討論を行います。  討論はありませんか。  (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。  よって、本案は、承認することに決定しました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」を、議題といたします。  補足説明を担当課長に求めます。  住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>46ページをお願いいたします。  承認第7号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」  地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。  令和6年5月17日提出、村長名でございます。  47ページをお願いいたします。  東峰村専決第5号、専決処分書。  地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)を専決処分する。  令和6年4月26日、村長名です。  理由、令和6年度食品アクセス緊急対策事業を滞りなく遂行するため、国の補助金交付決定後、速やかに第1回運営委員会及び地域協議会を開催する必要があるため、予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。  48ページをお願いいたします。  令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)  令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ789万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,482万6千円とする。  2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  令和6年4月26日専決、村長名でございます。  49ページをお願いいたします。  第1表、歳入歳出予算補正、歳入。  11款2項国庫補助金、補正額713万円、15款2項基金繰入金、補正額76万8千円、合計48億4,482万6千円でございます。  50ページをお願いいたします。</p>

	<p>歳出、3款1項社会福祉費、補正額789万8千円でございます。合計48億4,482万6千円でございます。</p> <p>53ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、11款2項5目、1節農林水産費国庫補助金713万円でございます。食品アクセス緊急対策事業に係る補助金です。</p> <p>15款2項1目、1節財政調整基金繰入金76万8千円でございます。</p> <p>54ページをお願いいたします。</p> <p>3、歳出、3款1項16目食品アクセス緊急対策事業費でございます。</p> <p>7節報償費、委員等謝金53万6千円でございます。</p> <p>8節旅費47万4千円、これは普通旅費ということでございます。</p> <p>10節需用費、消耗品費5万円、12節委託料644万5千円、現状課題調査等の委託費でございます。</p> <p>13節使用料及び賃借料、高速道路使用料5万2千円、バス借上料34万1千円、合わせて39万3千円でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」の質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>経済常任委員会でもこの担当課のほうから説明は聞きましたが、再度お尋ねをいたします。この事業の目的と、それから村長には、この事業の方向性をお尋ねしたいと思います。</p>
議長	<p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>担当課長には、この事業の目的、それから村長には、この事業の方向性をお尋ねします。</p>
議長	<p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>今回の事業の目的でございます。</p> <p>今、個人商店のですね、村内の個人商店の休廃業を受けまして、村民のライフラインである円滑な食品アクセスを、現状のみならずですね、将来にわたって維持・確保するため、村の全域における食品アクセスの現状、課題を調査して、その解決に向けた方向性を導くための事業を実施するものでございます。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>方向性のお尋ねがございました。</p> <p>この食品アクセス緊急対策事業につきましては、元々の発端は、村の中で買い物をすると、令和5年の災害を受けてとうほう百貨店が倒壊したということで、どうするかという部分で始まった話ではございます。</p> <p>その中で村として、今、村の中に商店、スーパー的なものがない。この部分をどうフォローしていくか。これをちょうどこの事業の中でですね、村として村全体の中で、どういう形でそういう食品を提供、買い物支援をしていくか、そういった部分について方向性というか、どういう形にするのかをソフト部分で決めていく部分が、この事業になっていると思っております。</p> <p>その方向性に基いて、次の、例えばどこに造るか、どういう形にするのか、どういう規模になるのか、ハード事業、建設をどうするか、そういった部分に入っていく部分でありますので、この事業自体でその概要、ハード部分まで入るという部分ではないというふうには、理解はしております。</p>

	<p>また、そういった、この事業の取り組みの中でいろんな協議をしながら、最終的には、もうこれ自体が、商店を造るというものが目的ではございません。ただ、この協議の中で、やっぱりそういった部分、外部にするのか、内部に置くのか、そういった部分の協議をしっかりと住民のための食品アクセスを協議検討していきたいというふうに思っております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>ソフト事業ということですが、やはりこれが1つの足掛かりとして、村内のそういうふうな消費の関係については、やはり検討するときに来ているんじゃないかなと。</p> <p>もちろんとうほう百貨店がこの一翼を担ってはおりますが、根本的に東峰村としてこの経済状況をどのように、解決まではいかないでしょうけど、方向性を探っていくのかというのが、どうしても買い物難民は高齢者ということになってしまいます。若い人たちは自分の車で買い物に行ったりはできるわけですが、やはり近場で買い物をしなければならない住民、村民ということになると思いますので、できればやっぱりこの事業を契機に少し経済状況を踏まえたところの買い物と言いますか、村の中の買うことのできることを、やはり検討もこれからもしてもらいたいというふうに思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>この部分については、村としてはですね、昨年の災害を受けて、村の中でそういった食品を買うと言いますか、そういった場が失われた。それをどうするかという考え方で、2つの考え方を持っております。</p> <p>元々とうほう百貨店、つづみの里の直売所の災害復旧、これをどうするかという考え方が1つあると思います。</p> <p>その災害復旧の中で、やはり福井地区、宝珠山地区、旧宝珠山村の地区については商店がない。そういった部分を考えた中で、やっぱり住民の買い物支援、そういった部分をどうやっていくかという話はですね、昨年関係者の方とさせていただいたところでございます。</p> <p>その中で、やはりスーパー的と言いますか、食品買い物難民、高齢者の方の買い物の支援をどういう形でやっていくか。これを一度ゼロベースと言いますか、で考えたいという部分、考えなければいけないという部分があって、この事業に取りかかったものというふうに理解はしているところでございます。</p> <p>なので1つ、災害復旧の観点からそっちのほうに進むというのであれば、村としては全面的にそれを支援する。その中でも、やはり当然営業というか、収支も関係ありますので、やっぱりそういった顧客の状況、ロケーションの関係、そういった部分を踏まえたうえで、方向性をしっかり定めていく。</p> <p>そっちの部分については、それがちょうどソフト事業の中でうまくかみ合ってますね、進んで行くのが一番理想ではあるんですけど、それについては、この事業の中でさまざまな協議会の委員の中からですね、意見をいただいて、方向性を定めていくという形になるというふうに思っております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>何でこの質問かという、経済常任委員の中にも、これはどこの事業の所管になるのかなというふうなご意見も出ております。</p> <p>やはり村の中の買い物というのは大事な部分になりますので、総務常任委員会それから経済常任委員会、2つの常任委員会はあるわけですが、やはりこの問題とすれば、やはりこれから大事な問題になるだろうと思って、敢えて質問をさせていただきました。</p>



	また、この経済常任委員会についても、この問題については、協議はしたいというふうに考えております。経済状況の観点から協議はしたいというふうに考えております。以上です。
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	経済常任委員会ですね、説明はあったんですが、そのときにも言ったんですが、委員が決められておったんですが、ちょっと偏りがあるんじゃないか、ということで質問はしたんですが、そういうところは今からどういうふうに考えていきますか。
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	常任委員会の中で、協議会についてご質問をいただいております。その中で、頂いたご意見を持ち帰りまして、村長と協議をいたしまして、この後ですね、またご説明をさせていただきたいと思っておりますが、高齢者団体等が必要ではないかというご意見もございました。そういった団体も含めながらですね、今回、協議会案をですね、再度作成させていただいておりますので、詳しい内容については、後ほどまたご説明をさせていただきたいと考えております。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	所管課、総務常任委員会の所管課の、今回の事業ですよ。そういった関係で、これは総務常任委員会の中で話を進めるべきことだと思っておりますけれども、経済も含めて話をしていくのか、その辺り、私としてはちょっとおかしいかなと思っておりますけれども、その辺りはどうお考えですか。
議長	村長
村長	議会の常任委員会の所管について、私が答弁するのちょっとあれかなとは思いますが。 基本的には、常任委員会については、所管課の業務についてのいろんな協議を行っていただくという立ち位置だと思っております。 今回、先ほど経済常任委員長言われましたとおり、産業という、経済という部分に、産業ですかね。そっちのほうにどう関わっていくかという部分も、影響としては考えられるのかな。ただ、基本としては、やはり総務常任委員会だと思っております。 それを踏まえて、やっぱり全員協議会という形で進めていくのがですね、それぞれ個別に常任委員会ごとになると、やっぱりそれぞれの意見が出て、またそれを調整するのに全員協議会を開かなきゃいけないとかいうふうになりますので、やはり協議をする場というのは、あくまで所管の課の委員会が行って、その中でやはり重要なこと、また判断というか、については全員協議会という筋道ですることなのかなというふうに、私としてはちょっと感じているところであります。 あとは議会の全員協議会等で、方向性については決定していただければというふうに思っております。ちょっと回答になりませんが、よろしく願います。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	経済の関係ならそっちもある。それは、全部そうですよ。どんなことでも全員に関係があるんですよ。 そういったことの中で、今まで常任委員会の中でこの所管課を話していくということが決まる、議員の中ではですね。 だからそこを、これは私たちにも関係あるから経済、これは村長に聞く問題じゃないかもしれないけれども、私はそう思っておりますが、課長としては、これは、そういったふうに進めるのか、その勉強会なり、お聞きします。
議長	村長
村長	基本的な考え方は、総務常任委員長言われるとおりだと思っております。 今回補正予算を、今回の臨時会に上げるということで、総務常任委員会の中で協

	<p>議して、やっぱりここでいろんな話とかが出るのもありますので、こういう新規事業については、本来であれば全員協議会等でご説明申し上げるところではあったんですけど、ちょっと直前ということもあって、ちょうどたまたまというか、経済常任委員会も翌日に開かれるということで、経済常任委員会にも説明をしておくことというふうな形になったものであるというふうに、自分としてはちょっと、日程的に理解をしていたんでございます。</p> <p>やはりうちの言う分じゃございませんけど、常任委員会があって全員協議会があるというふうに理解はしているところでございます。以上です。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第7号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 同意第1号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>55ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>下記の者を、東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>令和6年5月17日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>その下、氏名、片岡和子。住所、朝倉郡東峰村大字宝珠山2番地。</p> <p>任期、令和6年5月31日から令和10年5月30日まで。</p> <p>理由、東峰村教育委員会委員の任期満了となるが、引き続き片岡和子氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>その下、56ページに略歴を付けております。それは参考で見てくださいと思っています。以上でございます。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>同意第1号「東峰村教育委員会委員の任命について」の質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p>

	<p>採決します。</p> <p>同意第1号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定されました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があります。これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日、令和6年第3回東峰村議会臨時会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしました議案等について、原案どおりご承認、ご同意いただきましたことを厚く御礼申し上げます。議案審議の中でいただきました貴重なご意見等につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。</p> <p>さて、明日18日は東峰学園運動会が開催されます。熱中症予防のため、これまでの9月開催から、初めての5月での開催となります。</p> <p>また、熱中症警戒アラートの運用が、4月24日から10月23日まで運用されており、今年から熱中症特別警戒アラートが新設されています。熱中症は気温や暑さ指数だけでなく、本人の体調によってもいつ発症するか分かりません。ニュースなどでの情報収集や自己健康管理をし、早めに休憩するなど予防的対策をお願いします。</p> <p>村では、いずみ館をクーリングシェルター、指定暑熱避難施設として利用できるようにしております。</p> <p>これから本格的に暑くなってまいります。議員各位におかれましても、無理をせず健康第一で、体調万全にご活躍されますことをご祈念申し上げまして、私の閉会のあいさつといたします。本日は、どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和6年第3回東峰村臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時30分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>